

## 経営管理権集積計画

### 1 個別事項

整理 番号	集有-8	経営管理権の設定を受ける市(乙)	(名称) 高梁市長 石田 芳生				(所有地) 高梁市松原通2043番地			
	集有-48	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>				(住所又は所在地) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			

  

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の 内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する 経費を控除してなお利益がある場合において甲 に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	甲が乙にDを支払うべき 時期、相手方及び方法	備 考
番号	所在	地 番	林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢							
1	有 漢	2693-4	6	1	山林	0.2197	スギ・ヒノキ	68	契約締結日から 15年  1. 乙は、存続期間中に林分の健全化を図るため、除伐などの保育事業実施するものとする。施業の実施に当たっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性配慮するものとする。  2. 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。  (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<時期> 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。  <相手方及び方法> 乙から甲に対しては金銭の支払いは行わない。				
2	有 漢	10036-1	22	2	山林	0.4788	ヒノキ	60							
3	以下余白														
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

  

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市(乙)	住 所 (同上)	高梁市長 石田 芳生 印
権利を設定する森林の森林所有者(甲)	住 所 (同上)	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>

  

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別紙とすること。  
 (2) 所有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。  
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す別面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。  
 (4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B)欄は、「15年」又は「契約締結日から」と記載すること。

## 2. 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。
- (2) 受託者の業務  
乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある木立竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
    - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
    - イ 甲が当該森林に係る権限を有しなくなった場合
  - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により災害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
  - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入及び施設の利用等
  - ① 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
  - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売利益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- (9) 気象災の復旧  
気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- (10) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
  - ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (11) 森林保険
  - ① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。
  - ② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委託するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。
  - ③ 保険期間は存続期間の終期までとする。
- (12) 損害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、木立の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
  - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

## 経営管理権集積計画

### 1 個別事項

整理 番号	集有-17	経営管理権の設定を受ける市(乙)					(名称) 高梁市長 石田 芳生					(所在地) 高梁市松原通2043番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称) [REDACTED]					(住所又は所在地) [REDACTED]					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期)(B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の 内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する 経費を控除してなお利益がある場合において甲 に支払われるべき金額(D)の額の算定方法	甲が乙にDを支払うべき 時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢									
1	有漢	3852-1	8	1	山林	0.1998	ヒノキ	56	契約締結日から	15年	<p>1. 乙は、存続期間中に林分の健全化を図るため、除伐などの保育事業を実施するものとする。施業の実施に当たっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性配慮するものとする。</p> <p>2. 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>	<p>(1. 甲に支払われるべき金額の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>&lt;時期&gt; 乙から甲に対して 金額の支払いを行わない。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt; 乙から甲に対しては 金額の支払いは行わない。</p>				
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
この計画に同意する。																	
権利の設定を受ける市(乙)					住 所 (同上) 高梁市長 石田 芳生 ㊟												
権利を設定する森林の森林所有者(甲)					住 所 (同上) [REDACTED]												
<p>(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別冊とすること。</p> <p>(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。</p> <p>(3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地積ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。</p> <p>(4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。</p> <p>(5) (B)欄は、「15年」又は「契約締結日から」と記載すること。</p>																	

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。
- (2) 受託者の業務  
乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある木立竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（同その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
    - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
    - イ 甲が当該森林に係る権限を有しなくなった場合
  - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により災害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
  - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入及び施設の利用等
  - ① 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
  - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売利益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- (9) 気象災の復旧  
気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- (10) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
  - ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (11) 森林保険  
① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。
  - ② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委託するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。
  - ③ 保険期間は存続期間の終期までとする。
- (12) 損害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、木立の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
  - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

## 経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集有-26 集有-27	経営管理権の設定を受ける市(乙)	(名称) 高梁市長 石田 芳生			(所有地) 高梁市松原通2043番地								
	集有-28 集有-29	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			(住所又は所在地) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の 内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する 経費を控除してなお利益がある場合において甲 に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	甲が乙にDを支払うべき 時期、相手方及び方法	備 考
1	有 漢	5143-1	10	5	山林	0.3234	ヒノキ	47~51年	契約締結日から	15年	1. 乙は、存続期間 中に林分の健全化を 図るため、除伐など の保育事業実施する ものとする。施業の 実施に当たっては、 不必要な伐採は控え る等、生物多様性配 慮するものとする。  2. 乙は、火災、病 虫害及び気象害の予 防のため、年1回以 上森林の巡視を行う ものとし、当該巡視 は林道からの目視に よって判断できる限 りで行う。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の 算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する 経営管理の結果生じた利益は乙のも のとする。  (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した 経費は乙が負担するものとする。	<前期> 乙から甲に対して 金銭の支払いは行わ ない。  <相手方及び方法> 乙から甲に対して は金銭の支払いは行 わない。	
2	有 漢	5146	10	5	山林	0.1060	ヒノキ	47~51年						
3	有 漢	5147	10	5	山林	0.0658	ヒノキ	47~51年						
4	有 漢	5148	10	5	山林	0.0849	ヒノキ	47~51年						
5	以下余白													
6														
7														
8														
9														
10														
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市(乙)			住 所 (同上)			高梁市長 石田 芳生 印								
権利を設定する森林の森林所有者(甲)			住 所 (同上)			<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>								
(記載注意)	(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が 変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。 (3) (A)欄の「面積」は、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。 (4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。 (5) (B)欄は、「15年」又は「契約締結日から」と記載すること。													

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。
- (2) 受託者の業務  
乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある木立竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
    - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
    - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
  - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により災害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
  - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入及び施設の利用等
  - ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
  - ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売利益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- (9) 気象災の復旧  
気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- (10) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
  - ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (11) 森林保険
  - ① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。
  - ② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委託するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。
  - ③ 保険期間は存続期間の終期までとする。
- (12) 損害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、木立の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
  - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

## 経営管理権集積計画

### 1 個別事項

整理 番号	集有-40	経営管理権の設定を受ける市(乙)	(名称) 高梁市長 石田 芳生			(所有地) 高梁市松原通2043番地												
	集有-41	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			(住所又は所在地) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期)(B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の 内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する 経費を控除してなお利益がある場合において甲 に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	甲が乙にDを支払うべき 時期、相手方及び方法	備考				
1	有 漢	9039-1	17	1	山林	0.9625	ヒノキ	22	契約締結日から	15年	1. 乙は、存続期間中に林分の健全化を図るため、除伐などの保育事業実施するものとする。施業の実施に当たっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性配慮するものとする。  2. 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。  (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<時期> 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。  <相手方及び方法> 乙から甲に対しては金銭の支払いは行わない。					
2	有 漢	9041	17	1	山林	0.3674	ヒノキ	22										
3	以下余白																	
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市(乙) 住 所 (同上) 高梁市長 石田 芳生 印 権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所 (同上) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>																		
(記載注意)	(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別添とすること。 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。 (3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。 (4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。 (5) (B)欄は、「15年」又は「契約締結日から」と記載すること。																	

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。
- (2) 受託者の業務  
乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある木立竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
    - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
    - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
  - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により災害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
  - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入及び施設の利用等
  - ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
  - ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売利益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- (9) 気象災の復旧  
気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- (10) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
  - ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (11) 森林保険
  - ① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。
  - ② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委託するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。
  - ③ 保険期間は存続期間の終期までとする。
- (12) 損害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、木立の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
  - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集有-1	経営管理権の設定を受ける市（乙）	(名称) 高梁市長 石田 芳生						(所有地) 高梁市松原通2043番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>						(住所又は所在地) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>							
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権の 存続期間 (続期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の 内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する 経費を控除してなお利益がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	甲が乙にDを支払うべき 時期、相手方及び方法	備 考
番号	所在	地 番	林 畝	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権の 始期							
1	有 漢	2294-49	5	3	山林	0.0560	ヒノキ	85	契約締結日から	15年	<p>1. 乙は、存続期間中に林分の健全化を図るため、除伐などの保育事業実施するものとする。施業の実施に当たっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性配慮するものとする。</p> <p>2. 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益はこのものとする。</p> <p>(2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>&lt;時期&gt; 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt; 乙から甲に対しては金銭の支払いは行わない。</p>			
2	以下余白															
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市（乙）	住 所（同上）	高梁市長 石田 芳生 印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「15年」又は「契約締結日から」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。
- (2) 受託者の業務  
乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある木立竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
    - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
    - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
  - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により災害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
  - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入及び施設の利用等
  - ① 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
  - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売利益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- (9) 気象災の復旧  
気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- (10) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
  - ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (11) 森林保険
  - ① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。
  - ② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委託するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。
  - ③ 保険期間は存続期間の終期までとする。
- (12) 損害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、木立の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
  - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

## 経営管理権集積計画

### 1 個別事項

整理 番号	集有-3	経営管理権の設定を受ける市（乙）	(名称) 高梁市長 石田 芳生						(所在地) 高梁市松原通2043番地									
	集有-7	経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>						(住所又は所在地) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）													経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期)（B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の 内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する 経費を控除してなお利益がある場合において甲 に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	甲が乙にDを支払うべき 時期、相手方及び方法	備 考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢										
1	有 漢	2294-112	5	4	山林	0.1408	ヒノキ	74	契約締結日から 15年  1. 乙は、存続期間中に林分の健全化を図るため、除伐などの保育事業実施するものとする。施業の実施に当たっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性配慮するものとする。  2. 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。  (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<時期> 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。  <相手方及び方法> 乙から甲に対しては金銭の支払いは行わない。							
2	有 漢	2689-1	6	1	山林	0.2064	ヒノキ	45										
3	以下余白																	
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市（乙）	住 所（同上）	高梁市長 石田 芳生 印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。  
 (4) なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。  
 (5) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにする。  
 (B) 欄は、「15年」又は「契約締結日から」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。
- (2) 受託者の業務  
乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある木立竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
    - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
    - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
  - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により災害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
  - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入及び施設の利用等
  - ① 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
  - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売利益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- (9) 気象災の復旧  
気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- (10) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
  - ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (11) 森林保険
  - ① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。
  - ② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委託するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。
  - ③ 保険期間は存続期間の終期までとする。
- (12) 損害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、木立の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
  - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

## 経営管理権集積計画

### 1 個別事項

整理 番号	集有-10	経営管理権の設定を受ける市(乙)			(名称) 高梁市長 石田 芳生				(所有地) 高梁市松原通2043番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)				(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期)(B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の 内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する 経費を控除してなお利益がある場合において甲 に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	甲が乙にDを支払うべき 時期、相手方及び方法	備 考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢							
1	有 漢	3028-1	6	3	山林	0.4164	ヒノキ	46	契約締結日から	15年	<p>1. 乙は、存続期間中に林分の健全化を図るため、除伐などの保育事業実施するものとする。施業の実施に当たっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性配慮するものとする。</p> <p>2. 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する経営管理の結果生じた利益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>&lt;時期&gt; 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt; 乙から甲に対しては金銭の支払いは行わない。</p>		
2	以下余白														
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
この計画に同意する。															
			権利の設定を受ける市(乙)			住 所 (同上)			高梁市長 石田 芳生 印						
			権利を設定する森林の森林所有者(甲)			住 所 (同上)			[Redacted]						
<p>(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別項とすること。</p> <p>(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。</p> <p>(3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。</p> <p>(4) なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。</p> <p>(5) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。</p> <p>(B)欄は、「15年」又は「契約締結日から」と記載すること。</p>															

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより森林整備を実施する。
- (2) 受託者の業務  
乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある木立竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担  
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
    - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
    - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
  - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により災害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
  - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入及び施設の利用等
  - ① 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
  - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- (8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売利益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- (9) 気象災の復旧  
気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- (10) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
  - ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
  - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
  - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (11) 森林保険
  - ① 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。
  - ② 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委託するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。
  - ③ 保険期間は存続期間の終期までとする。
- (12) 損害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、木立の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
  - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。